

【別紙1 公用】

泉戸第 275 号
令和 8 年 6 月 18 日
泉区長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の機関の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和 7 年 7 月 9 日	泉区福祉保健センター 福祉保健課長	上飯田町	国民健康・栄養調査を行うため